

政令第 号

船員職業安定法施行令の一部を改正する政令

内閣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十二号）の施行に伴い、この政令を制定する。

船員職業安定法施行令（平成十六年政令第三百六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第二十七条第一項の項中「第二十七条第一項」を「第三十一条第一項」に、「若しくは」を「又は」に改める。

附 則

この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

理由

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律の施行に伴い、船員職業安定法施行令の規定の整理をする必要があるからである。